

# 室蘭市 住まいのリフォーム助成金

## 申請の手引き

室蘭市では、物価高騰対策として、市内建設業者への発注機会の拡大と、市民の住環境の向上を図るため、住まいに関連したリフォーム工事を実施する市民に対して、工事費用の一部を助成する「室蘭市住まいのリフォーム助成金」を実施します。

今回から、**工事を請け負う事業者から申請手続きを行っていただくこととなりました**（「**申請の流れ**」を参照）ので、ご協力いただける事業者は、本手引きを参考に手続きをお願いします。

事前受付の申請は、インターネットによる電子申請が必要となっております。インターネット環境がない事業者は事前にご相談ください。

### 助成内容

助成対象工事の費用が**20万円（税込み）以上の工事費用に対して**、対象工事費の**10%（上限15万円）**を助成します。

### 事業スケジュール

【事前受付】 **令和6年3月18日(月)から令和6年5月31日(金)**

※4月5日(金)までは受付保留となり、それまでに予算に到達した場合は抽選となります。  
※4月6日以降は予算に到達するまで先着順です。

【工事期間】 **事前受付完了通知交付日から令和6年8月31日(土)まで**

【交付申請期限】 **令和6年9月30日(月)**

お申込み・お問い合わせ先

【室蘭市 経済部 緊急経済対策室】

所在：室蘭市海岸町1丁目4-1 むろらん広域センタービル2階

☎：0143-50-6640

✉：kk@city.muroran.lg.jp

HPアドレス：<http://www.city.muroran.lg.jp/main/org6100/sumai2024.html>



**本事業は、国の物価高騰対等重点支援地方創生臨時交付金を活用しています。**

## 1. 助成の対象者

令和6年3月1日時点において、室蘭市内に住民登録があること  
 令和6年3月1日から現在まで、助成対象住宅に居住していること

ただし、次のいずれかに該当する場合は助成対象外となりますので、ご注意ください。

- (1) 令和6年の「室蘭市住まいのリフォーム助成金」を受給した者（過去（令和2, 4, 5年度）に実施した「室蘭市住まいのリフォーム助成金」を受給している者は対象外ではありません）
- (2) 申請する住宅等が、既に他の所有者により令和6年の「室蘭市住まいのリフォーム助成金」を受給した住宅等である者
- (3) 同一の工事において、室蘭市が行う他の制度による交付金や補助金を受給した者
- (4) 同一の工事において、他事業と重複して申請することが認められていない国や他の地方自治体等の補助又は助成事業による給付を受けた者

## 2. 助成対象住宅等

**(1) 住宅に係る工事の場合 住民票に記載されている申請者が所有して居住している住宅**

※賃貸住宅や、所有していても居住していない住宅は対象外となります。

**(2) 外構工事等の場合 住民票に記載されている申請者が居住する住宅と同一区画にある土地**

※借地や、居住する住宅と別の区画にある土地は対象外となります。

※同一区画とは、住宅の敷地、またはその敷地と接していて、住宅敷地と同じ用途で使用している土地です。

**!** 共有名義の所有者も対象となりますが、助成金は一つの住宅等に一度しか受給できませんので、それぞれの名義人が別の工事で助成金を受給することはできません。

## 3. 助成対象工事

次の(1)～(4)の全ての要件を満たす工事が対象となります。

**(1) 室蘭市内に本社、又は支店、営業所等があり、市内でリフォーム工事を行うことができる法人又は個人事業主が行う、住宅の居住性や耐久性等を高める住まいに関連した工事であること**

**(2) 助成対象工事費用（共同住宅にあっては住戸部分のみに係る工事費用。店舗併用住宅にあっては居住のように供する部分のみに係る工事費用。）が税込み20万円以上の工事であること**

※共同住宅や店舗併用住宅は、住戸・居住部分の床面積を住宅全体の床面積から案分した工事費用が助成対象工事費用となります。明らかに居住部分であることがわかる資料がある場合は100%対象とできます。

例) 工事費50万円 全体床面積50㎡ 居住部分床面積15㎡の場合

対象工事費 = 50万円 × 15㎡ / 50㎡ = 15万円となり、20万円以下のため対象外となる。

なお、店舗や居住部分の床面積は室蘭市の固定資産台帳にて、市が確認します。

**(3) 事前受付完了通知日以降に行う工事であること**

**(4) 令和6年8月31日までに完了する工事であること**

※工事内容により、対象外となる費用もあります。詳細は次ページの「助成の対象となる工事の例」をご覧ください。

## 対象工事の例

### 住宅工事

- ▶住宅部分の増築、耐震化工事
- ▶外壁・屋根の張り替え、塗装、改修工事
- ▶風除室、サンルーム、バルコニーなどの改修・設置工事
- ▶玄関ドア、窓サッシ、窓ガラス、網戸の交換・改修・設置工事
- ▶床、壁、天井の内装材改修工事
- ▶畳、襖の交換・設置工事
- ▶スイッチ、コンセントの改修・設置工事
- ▶照明器具の改修・設置工事(固定されるもの)
- ▶バリアフリー改修工事(手すりの設置、段差解消など)

### 衛生設備工事

- ▶キッチン、トイレ、洗面台、ユニットバスの交換・設置工事
- ▶給水、排水、ガス、灯油配管の交換・設置工事

### 冷暖房機器工事

- ▶エアコン、FF式暖房機械、給湯器、ボイラー等の交換・設置工事

### 外構整備工事

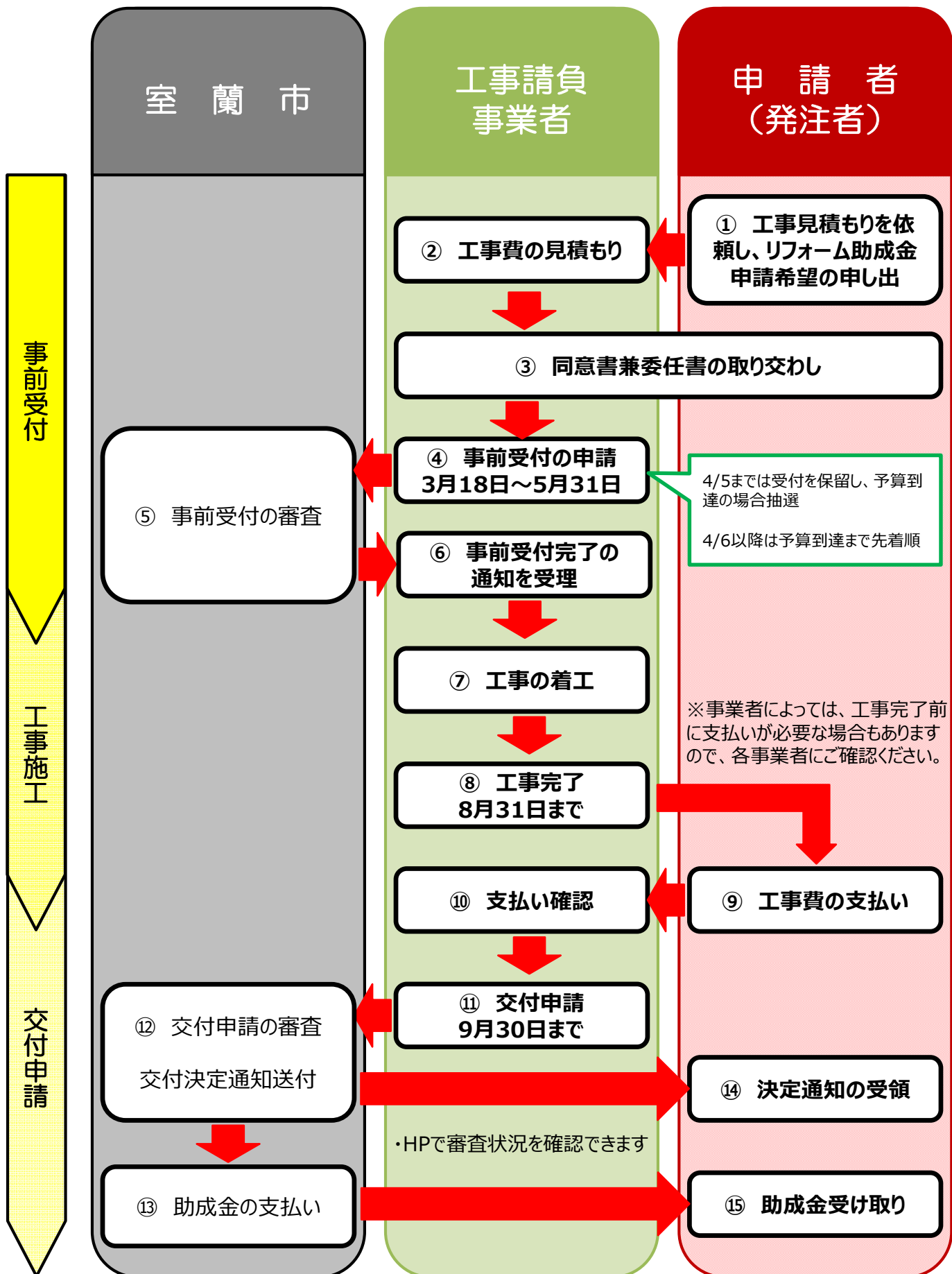
- ▶門、塀、柵、ロードヒーティングなどの改修・設置工事
- ▶車庫、物置、カーポートの改修、設置工事
- ▶ウッドデッキの改修・設置工事

### 解体工事

- ▶助成対象工事に伴う解体工事

## 対象外の工事・工事費用

- ☒ 新築・建て替え工事、中古住宅及び住宅用地の取得に係る費用
- ☒ 事業に供するための資産に係る工事費(店舗、工場、事務所等に係るもの)
- ☒ 店舗併用住宅の店舗部分の工事費
- ☒ 共同住宅における、所有者の住戸部分以外の工事費
- ☒ 家電製品の本体代金
  - テレビ(壁掛け含む)、冷蔵庫、洗濯機、窓枠等に設置するエアコンなど、一般の方でも移動、取り外しが可能な家電は対象外。固定されるエアコンや暖房、ビルトインタイプの食洗機・ガスコンロなどは本体代金も対象となります。
- ☒ 家具等の購入費(タンス、ソファ、テーブル、カーテン、ブラインド、絨毯など)
- ☒ DIYに使用する材料費
- ☒ 敷地を更地にするだけ为目的とした解体工事(解体後に駐車場等として利用するために転圧や舗装等を行う場合は解体費も対象となります。)
- ☒ 事前受付時に申請した箇所以外の工事
  - 例えば、外壁の工事内容を塗装から張り替えにするなど、当初の施工目的と合致している場合は対象としますが、玄関ドア交換の予定からエアコンの設置に変更するなどは対象外となります。個別に判断しますので、事前にご相談ください。



室蘭市民から住まいのリフォーム助成金申請希望の申し出を受けた工事請負事業者は、以下の事項を事前にご確認の上、「同意書兼委任書」をお取り交わしてください。

**記入前に確認すること**

- ▶ 室蘭市民（室蘭市に住民登録がある）であること
- ▶ 工事を行う住宅等を所有し、居住していること
- ▶ 住民登録、固定資産情報を室蘭市が市の公簿にて確認すること
- ▶ 助成金の申請手続きを工事請負事業者に委任すること
- ▶ その他、裏面に記載の事項

**記入に際する注意事項**

- ▶ 振込先口座は、必ず委任者本人名義の口座にしてください。
- ▶ 事業者住所は室蘭市内の住所にしてください。

**【同意書兼委任書 記入例】**

|   |                           |                           |                 |              |                |                |                 |                   |           |           |                    |               |  |          |   |
|---|---------------------------|---------------------------|-----------------|--------------|----------------|----------------|-----------------|-------------------|-----------|-----------|--------------------|---------------|--|----------|---|
| <p>(様式第2号第7条関係)</p> <p>室蘭市 職<br/>(担当：経済創発・経済対策室)</p> <p style="text-align: center;"><b>室蘭市住まいのリフォーム助成金 事前受付及び交付申請に係る<br/>同意書兼委任書</b></p> <p>室蘭市住まいのリフォーム助成金（以下、「本助成金」という。）の交付を受け、甲（室蘭市に本社、または支社、営業所等があり、市内でリフォーム工事を行うことができる事業者であり、乙が受注する工事を請け負う事業者）に対して、乙（室蘭市内に住民登録があり、本助成金の助成対象住宅等を所有する者）は、本助成金の事前受付及び交付申請の一切の手続きを委任し、甲はこれを受任します。</p> <p>また、乙は、本助成金の事前受付及び交付申請に当たり、室蘭市が、室蘭市に住民登録があること、並びに本助成金の対象住宅等を所有していること、室蘭市が保有するそれぞれの公簿により確認することに同意するとともに、本同意書兼委任書の裏面に記載のすべての項目について、乙に説明し、乙はこれに同意の上、一切異議は申し立てません。</p> <p>甲及び乙は、室蘭市に本同意書兼委任書の提出により、上記の委任について届け出を行います。甲は、受任にあたって本同意書兼委任書の裏面に記載のすべての項目について、乙に説明し、乙はこれに同意の上、一切異議は申し立てません。</p> <p>甲及び乙は、本同意書兼委任書を2部作成し、署名又は記名押印の上、それぞれ1部保管するものとし、甲は、その写し、室蘭市に提出する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"><b>【甲】受任者（工事請負業者）</b></td> <td style="width: 50%;"><b>【乙】委任者（発注者、住宅等所有者）</b></td> </tr> <tr> <td>事業者名 (株)むろらんたろう</td> <td>氏名 室蘭 花子 (印)</td> </tr> <tr> <td>事業者住所 室蘭市幸町1-2</td> <td>住所 室蘭市海岸町1-4-1</td> </tr> <tr> <td>代表者氏名 室蘭 太郎 (印)</td> <td>連絡先 090-0000-0000</td> </tr> <tr> <td>担当者 室蘭 次郎</td> <td>本助成金振込先口座</td> </tr> <tr> <td>担当連絡先 0143-22-1111</td> <td>1 1 1 1 1 1 1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ムロラン シナゴ</td> </tr> </table> <p><small>※裏面に記載の項目について、甲、乙ともに事前必ずご確認ください。</small></p> | <b>【甲】受任者（工事請負業者）</b>     | <b>【乙】委任者（発注者、住宅等所有者）</b> | 事業者名 (株)むろらんたろう | 氏名 室蘭 花子 (印) | 事業者住所 室蘭市幸町1-2 | 住所 室蘭市海岸町1-4-1 | 代表者氏名 室蘭 太郎 (印) | 連絡先 090-0000-0000 | 担当者 室蘭 次郎 | 本助成金振込先口座 | 担当連絡先 0143-22-1111 | 1 1 1 1 1 1 1 |  | ムロラン シナゴ | <p>室蘭市住まいのリフォーム助成金交付要綱抜粋</p> <p>(助成金の交付対象者)</p> <p>第3条 助成金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 事前受付申請時点において、室蘭市内に住民票のある者</p> <p>(2) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア 室蘭市住まいのリフォーム助成金（令和6年3月18日施行）を受給した者。</p> <p>イ 助成対象住宅等が、既に他の所有者により室蘭市住まいのリフォーム助成金（令和6年3月18日施行）を受給している住宅等である者</p> <p>ウ 同一の工事について室蘭市が行う他の関係による交付金及び補助金を受給した者。</p> <p>エ 同一の工事について他の地方自治体等において本事業と重複して申請することが認められていない補助金または助成事業による給付を受けた者。</p> <p>オ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）</p> <p>カ 暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</p> <p>(助成対象住宅等)</p> <p>第4条 助成の対象となる住宅等は、市内において自己が所有する次の物件とする。</p> <p>(1) 住宅のリフォーム工事の場合、住民票に記載されている申請者が居住する住宅</p> <p>(2) 外構工事等の場合、申請者が居住する住宅と同一区画の土地</p> <p>(助成対象工事)</p> <p>第5条 助成の対象となる工事は、次の各号のいずれにも該当する工事とする。</p> <p>(1) 市内事業者が助成対象住宅等について行うリフォーム工事</p> <p>(2) 助成対象住宅等に係る工事費用（共同住宅にあっては住戸部分のみに係る工事費用、店舗併用住宅にあっては居住の用に供する部分のみに係る工事費用。）が総込み20万円以上の工事</p> <p>(3) 第7条第2項に定める事前受付完了通知書兼交付申請書の通知日以降に行う工事</p> <p>(4) 令和6年8月31日までに完了する工事</p> <p>(個人情報開示の請求)</p> <p>第9条 市長は、第7条の事前受付及び第8条の交付申請があったときは、提出された同意書兼委任書に基づき、申請者が第3条第1号及び第4条に該当することを、室蘭市が保有する公簿により個人情報の調査を行う。</p> <p>(交付決定の取り消し)</p> <p>第12条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、市長がやむを得ない事情があると認められた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 助成金の交付の決定日から5年以内助成対象住宅等を取り壊し、貸与し、又は売却、譲渡したとき</p> <p>(2) 市が定めた助成要件に違反したとき</p> <p>(3) 虚偽の申請又は、その他不正な行為により助成金を受給したとき</p> <p>(4) その他、市長が不適当と認める事由が生じたとき</p> <p>(書類の複製、保存)</p> <p>第13条 この要綱に基づき助成金の交付を受けた者は、当該助成金に関する書類を整備し、これを助成金の交付が完了する日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。</p> |
| <b>【甲】受任者（工事請負業者）</b>   | <b>【乙】委任者（発注者、住宅等所有者）</b> |                           |                 |              |                |                |                 |                   |           |           |                    |               |  |          |   |
| 事業者名 (株)むろらんたろう   | 氏名 室蘭 花子 (印)              |                           |                 |              |                |                |                 |                   |           |           |                    |               |  |          |   |
| 事業者住所 室蘭市幸町1-2  | 住所 室蘭市海岸町1-4-1            |                           |                 |              |                |                |                 |                   |           |           |                    |               |  |          |   |
| 代表者氏名 室蘭 太郎 (印)   | 連絡先 090-0000-0000         |                           |                 |              |                |                |                 |                   |           |           |                    |               |  |          |   |
| 担当者 室蘭 次郎   | 本助成金振込先口座                 |                           |                 |              |                |                |                 |                   |           |           |                    |               |  |          |   |
| 担当連絡先 0143-22-1111  | 1 1 1 1 1 1 1             |                           |                 |              |                |                |                 |                   |           |           |                    |               |  |          |   |
|   | ムロラン シナゴ                  |                           |                 |              |                |                |                 |                   |           |           |                    |               |  |          |   |

< 表面 >

< 裏面 >

**※同意書兼委任書は2部作成し、それぞれ1部を保管してください。**

受付期間

令和6年3月18日から5月31日まで



4/5までは受付を保留し、それまでに予算に到達した場合は抽選となりますので、受付完了の通知（＝工事の着手）は、最短でも4/8以降となります。

4/6以降は、予算に到達するまで先着順で受付します。

## 申請時に必要な書類

### ◆申請者（発注者）と取り交わした同意書兼委任書の写し（表面）

- ・記入例を参考に、漏れがないようご記入ください。
- ・必ず2部作成し、申請者と工事請負事業者で1部ずつ保管してください。
- ・予め、表面、裏面に記載の事項について、申請者にご説明願います。
- ・振込先は、必ず申請者（住宅等所有者）本人名義の口座としてください。
- ・後日、工事請負事業者が保管する原本の提出を求めることがあります。5年間は保管願います。

### ◆工事内容がわかる見積書（押印不要）の写し

- ・工事内容がわかるような明細書等を添付してください。また、一式等の記載はできるだけ控えてください。
- ・室蘭市内の事業者であることがわかるよう、**室蘭市内の事業所住所を必ずご記入ください**。市外店舗住所の記載のみでは対象外となります。
- ・**見積書の宛名は、必ず申請者本人の名前**にしてください。

### ◆工事箇所の工事前カラー写真

- ・**工事箇所全ての写真が必要**となります。できるだけ周りの状況もわかるようにお撮りください。
- ・**屋根や外壁の場合、施工する全ての面の写真が必要です。**  
→隣の家や塀との距離が狭くて撮りづらい場合も、少しでも大きく写すようにお撮りください。
- ・屋根の工事前写真については、撮影が困難な場合、事前受付が完了して足場設置後にお撮りいただき、撮影後速やかにご提出ください。
- ・スマホ等での写真でも可能ですが、画像送信（アップロード）の際、サイズを小さくしすぎると内容の把握が難しくなりますので、ご注意ください。

### ※（必要な方のみ）住宅等の所有がわかる登記簿等の写し

- ・令和6年1月1日以降に取得した住宅等は、申請者の所有が確認できる登記簿等の写しをご提出ください。

### ※（必要な方のみ）所有者との関係が確認できる戸籍謄本等の写し

- ・所有者が単身赴任中の場合、一時的なもののみなし、生計同一の配偶者も申請可能となります。その場合、所有者との関係がわかる戸籍謄本等の写しをご提出ください。

## Step1

## Step1 事前受付の仮登録(電子申請のみ)



事前受付の申請前に必ず仮登録の申請が必要となります。

**事前に申請者と同意書兼委任書を取り交わしてください。**

当申請を行うと、室蘭市ホームページで公開している「現在の受付状況」に金額が反映されます(1,2分程度タイムラグがあります)。  
室蘭市ホームページ、または上記の二次元コードから申請フォームにアクセスし、事業者名、申請者名、見積額などをご入力ください。

## Step2

## Step2 事前受付の申請(電子、郵送、持参可)

事前受付の仮登録後、14日後までに返信されたメールの本文から事前受付の申請フォームへアクセスできます。

電子の場合、メール本文に記載の受付番号、申請者名を入力し、同意書兼委任書、見積書、工事前カラー写真などを送信(アップロード)してください。郵送、持参等の場合は、「室蘭市住まいのリフォーム助成金事前受付書」に必要書類を添付してご申請ください。

## Step3

## Step3 事前受付の審査、及び受付完了の通知

事前受付の申請後、市が申請内容の審査を行います。疑義、不足等のご連絡は、緊急時以外メールで行います。

審査が完了しましたら、事業者宛にメールにて受付完了を通知します。

**不足の連絡、完了の通知ともにメールとなります**ので、手続き後は定期的にメールの確認をお願いします。

## Step4

## Step4 工事の着手(必要な方は屋根写真撮影)

事前受付完了の通知を確認できましたら、以降、工事着手可能となります。

**工事前に屋根の写真を撮影できなかった方は、足場設置後に工事前写真をお撮りいただき、速やかにご提出ください。**

**交付申請時には「工事中の写真」が必要となりますので、工事完了前に忘れずにご撮影ください。**

申請受付  
期限

令和6年9月30日まで

工事完了  
期限

令和6年8月31日まで

## 申請時に必要な書類

◆工事費用の支払いが確認できる領収書等の写し

- ・申請者が支払った際に発行した領収書の写しをご提出ください。
- ・事前受付時に提出された見積書の金額と一致しているか必ずご確認ください。
- ・銀行振込の場合、振込明細書または申請者から振込を受けたことがわかる書類をご提出ください。
- ・クレジット払い等の場合、カードの売り上げ明細が領収書の代わりとできます。
- ・いずれの書類も、**宛名は必ず申請者本人である必要があります**ので、ご注意ください。

◆工事内容がわかる工事明細書等の写し

- ・事前受付時に提出された**見積額と領収額が同額で、工事内容に変更がなければ提出不要**です。
- ・金額や工事内容に**変更があった場合、見積明細を改めてご提出**ください。
- ・変更の内容により、審査で対象外とする場合もあります。

◆工事箇所の工事中カラー写真

- ・**工事中とわかるもの1枚のみご提出**ください。  
→例えば、塗装等の場合足場が設置されている状態、エアコン設置の場合コンセントや換気口が備え付けられた状態、ドアや窓の交換の場合取り外されている状態など
- ・外壁、屋根の工事の場合も、一つの面のみで可とします。
- ・工事が完了してしまうと撮影できませんので、完了前に忘れずにご撮影ください。**提出できない場合、助成金の交付はできません。**

◆工事箇所の工事完了後カラー写真

- ・**工事箇所全ての写真が必要**となります。できるだけ周りの状況もわかるようにご撮影ください。
- ・**屋根や外壁の場合、施工する全ての面の写真が必要です。**  
→隣の家や塀との距離が狭くて撮りづらい場合も、少しでも写るようにご撮影ください。
- ・屋根の完了後写真は、足場が設置してあっても完了とみなしますので、足場撤去後に撮影困難になる住宅は、足場設置中に忘れずにご撮影ください。



## Step1

## Step1 工事中写真の撮影

工事を完了する前に忘れずに工事中の写真をご撮影ください。  
詳細は、「③交付申請\_1の申請時に必要な書類」、「写真撮影の注意点」をご参照ください。

## Step2

## Step2 工事完了写真撮影、工事費の受領

工事が完了しましたら、完了後の写真をご撮影ください。  
詳細は、「③交付申請\_1の申請時に必要な書類」、「写真撮影の注意点」をご参照ください。  
工事費を受領しましたら、申請者の支払い方法に応じて、領収書等をご準備ください。

## Step3

## Step3 交付申請(電子、郵送、持参可)

室蘭市ホームページ、または上記二次元コードから申請フォームにアクセスし、事前受付申請時の受付番号、領収額、交付申請額などを入力し、工事中・完了後写真、領収書の写し、明細書の写しなどを送信（アップロード）してください。  
郵送、持参等の場合は、「室蘭市住まいのリフォーム助成金交付申請書」に必要な書類を添付してご申請ください。

## Step4

## Step4 審査

申請の内容の審査を行います。疑義、不足等のご連絡は緊急時以外メールで行います。  
審査の完了状況は、室蘭市ホームページで公開いたしますので、ご確認をお願いします。

## Step5

## Step5 交付決定通知送付・助成金の支払い

審査が完了し、決定となりましたら、申請者宛てに交付決定通知書を送付します。  
決定通知書送付後、10日程度で申請者の口座に助成金をお振込みいたします。

**<共通事項>**

**工事前、完了後の写真は、同じ角度で撮影した同じ枚数をご用意ください。  
工事中の写真は、工事中とわかるもの1枚あれば可とします。**

**【外壁に係る工事】**

- ・工事する全ての面の写真をご提出ください。
- ・写真①のように、2面がしっかりと写っていれば、1枚で複数の面の写真としても可とします。
- ・隣との間隔が狭いなど、撮影が困難な場合も、写真②のように少しでも大きく写るようにご撮影ください。

**【内装（床、天井クロス等）に係る工事】**

- ・工事する全ての面の写真をご提出ください。
- ・外壁と同様に、1枚で複数の面の写真とすることも可能です。

**【窓に係る工事】**

- ・工事する窓を1枚毎にアップでご撮影ください。
- ・遠目から複数枚の窓が写っている写真（上記、写真①のような写真）では、工事前後の状況が把握できません。
- ・提出時には、窓を特定できるように工夫いただくよう願います。

**【衛生、冷暖房設備等に係る工事】**

- ・工事中写真は、取り替えの場合、機器を取り外したところなど。新設の場合は配線、配管等を取り付けたところなど。
- ・ユニットバス取り付け時には、中の写真を忘れずにご撮影ください。
- ・地中の配管工事のみの場合、掘って配管が露出している状態の工事中写真を忘れずにご撮影ください。

## 【屋根に係る工事】

- ・屋根の写真の場合も、工事する全ての面をご提出ください。
- ・**足場設置前に撮影することが困難な場合、事前受付申請時点ではその旨お申し出いただき、事前受付が完了して、足場を設置した後、速やかに撮影し、ご提出ください。**
- ・**工事後の写真については、忘れずに足場を解体する前にご撮影ください。**
- ・以下の写真のように、面の一部が多少写っていても可とします。
- ・破風、軒天なども併せて工事する場合、屋根の面の写真のみで可とします。（破風、軒天のみの工事の場合は必要です）

